

景観配慮事項説明書（工作物）

計画地及び周辺の状況／景観コンセプト	景観特性の区分 <input type="checkbox"/> 都心・周辺市街地景観 <input type="checkbox"/> 近郊市街地景観 <input type="checkbox"/> 郊外市街地景観 <input type="checkbox"/> 田園景観 <input type="checkbox"/> 丘陵市街地景観 <input type="checkbox"/> 丘陵地景観 <input type="checkbox"/> 臨海市街地景観	
	周辺の景観	
	計画地における景観上のコンセプト	
行為の制限（景観形成の基準）		配慮した事項など
地域特性 -地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。		
まちなみ形成 -周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。		
色彩 -法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。		
緑化 -既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。		
付帯設備 -設備等のような附属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。		